

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業 業 務 説 明 資 料

1 委託業務名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業

2 履行期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

本事業の実施にあたり、本事業を行う者（以下、「事業実施者」という。）と横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下、「病院」という）は5年間の行政財産賃貸借及び広告に関する契約を締結する。

3 事業の内容

事業実施者は、病院施設内に病院周辺の案内地図、病院広報用液晶モニター（動画、静止画対応）及び広告用液晶モニター（タッチパネルによる表示）を設置するとともに、当該機器の適切な運用・維持管理等を行う。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

4 設置対象施設の概要

名 称	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
所 在 地	横浜市磯子区滝頭1丁目2-1
外 来 受 付 時 間	初診 午前8時30分～午前11時30分 再診 午前8時30分～午後4時30分
休 診 日	土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
病 床 数	300床（一般病床：300床（うち回復期リハビリ病床：102床））
併 設 施 設	介護老人保健施設コスモス （指定管理者：社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス）
1日平均患者数	入院247人、外来168人（令和4年4月～令和5年3月までの実績）

5 設置場所、設置日

(1) 設置場所は、病院1階の指定した箇所（別紙1のとおり）とする。

設置の際は床・壁面等に負担の少ない方法で確実に固定するとともに、地震等その他いかなるときも転倒や落下をしないよう十分な対策措置を講じて設置すること。なお、設置期間中に、万一事故等が発生した場合は、事業実施者の責任において解決すること。

(2) 設置は令和5年9月30日までにを行うこととする。なお、設置工事の日時、施工体制・手順等については、事前に病院と協議すること。

6 広告付周辺案内地図等の企画、構成、構造

規 格		<ul style="list-style-type: none"> 縦（高さ）2,100mm 程度×横（幅）3,300mm 程度×奥行 200 mm以内とする（基本となる形状の参考数値）。
構 成	本 体	<ul style="list-style-type: none"> 本体は、原則として病院周辺案内地図、55 インチ程度の病院広報用液晶モニター及び 55 インチ程度の広告用液晶モニター（主として病院登録医療機関の広告掲出に使用）により構成する。
	病 院 周 辺 案 内 地 図	<ul style="list-style-type: none"> 病院が指定する範囲の地図及び広告枠の構成とする。 地図は国土地理院の地図をベースに作成すること。
	病 院 広 報 用 液 晶 モ ニ タ ー	<ul style="list-style-type: none"> 病院側で掲載内容を自由に改変できるものとする。 広告動画、院内情報などをローテーションで放映する機能を有すること。
	広 告 枠	<ul style="list-style-type: none"> 55 インチ程度の広告用液晶モニター及び病院周辺案内地図の下段 6 分の 1 程度を広告掲出可能スペース（広告枠）とする。事業実施者は、原則、市内に所在する民間事業者等の広告主を募集し、病院が掲載許可した広告を掲載できるものとする。 広告用液晶モニターについてはタッチパネル機能を使用し、広告主の情報を検索できる機能を有すること。 データ更新の際には随時修正を行うこと。
構 造 デ ザ イ ン	<ul style="list-style-type: none"> 鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他院内の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。 設置場所における温度及び湿度の変化並びに風雨雪の吹き込み等の環境下でも使用に耐え得る構造とすること。 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても病院の景観及び安全を損なわない方法とすること。 省エネルギー・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。電源は入切が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。 色覚障害者に配慮した配色でデザインすること。 ユニバーサルデザインに配慮すること。 地図枠と広告枠以外の本体部分へのマグネットシート、カッティングシート貼り付け等の方法を用いて、本体管理に支障のない範囲で、病院のPRを行うものとする。 音声の発出は認めない。 	

7 広告枠

- (1) 広告掲出期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。
- (2) 広告枠には広告主の広告を表示し、写真、名称、電話番号等について表示することができる。
- (3) 広告枠の広告主が、地図上でどこに位置するか分かるよう座標番号等で表示すること。
- (4) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- (5) 広告を掲載できる者及び広告内容等については、「医療法」、「横浜市広告掲載要綱」、「横浜市広告掲載基準」及び横浜市が定める広告関連規程に定めるところによる。

8 広告の内容審査について

- (1) 広告の掲載に当たっては、内容審査を行うための期間を考慮し、病院がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- (2) 広告物の出力見本の提出後、病院において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、病院は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、これに対し事業者は速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業実施者が負担すること。

9 広告内容の責任について

- (1) 広告内容等に関する一切の責任は事業実施者が負うものとし、病院は一切の責任及び負担を負わない。
- (2) 事業実施者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権の全てについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- (3) 病院に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業実施者の責任及び負担において解決するものとし、病院は責任及び負担を負わない。
- (4) 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

10 保守及び原状回復

- (1) 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- (2) 案内地図の撤去時には、事業実施者の責任及び負担において原状回復を行うこと。

11 行政財産賃貸借及び広告に関する契約の締結並びに経費負担等

- (1) 本事業の実施に当たり、事業実施者と病院は、横浜市医療局病院経営本部公有財産規程に基づき、行政財産賃貸借及び広告に関する契約を締結する。
- (2) 本事業に関する機器の製作・設置、運用・維持管理、移設及び撤去等に係る一切の費用は、事業実施者が負担することとする。
- (3) 貸付料の金額は、「広告掲出に伴う行政財産の目的外使用料等について」（平成25年2月28日政共第422号）における広告掲出に係る目的外使用料「(5) 建物内（上記以外）に広告物を設置する場合」を準用して1㎡あたり月額3,100円（税抜）とし、これに投影面積を乗じた金額とする。
- (4) 広告料の金額は、事業実施者の提案に基づく金額とする。
- (5) 貸付料及び広告料の納付については、病院が発行する納入通知書により、指定された期日までに納付すること。
- (6) 広告付周辺案内地図の設置・運用によって発生する電気料金については、いったん病院が負担した後、当該電気料金相当額について病院が発行する納入通知書により、指定された期日までに納付すること。
- (7) 納入された貸付料等は返還しない。ただし、病院の責に帰すべき理由で、地図及び広告等を掲載できなかった場合は、事業実施者及び病院の両者による協議によって対応を決定することとする。

(8) 施設の安全管理等、合理的かつやむを得ない理由により、広告付周辺案内地図本体の移動等の必要が生じた場合は、病院はその旨事業実施者に指示し、事業実施者は病院の指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用については事業実施者が負担する。

12 その他

(1) 事業実施者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。

(2) 病院は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。

(3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、事業実施者と病院との間で十分な協議を行うこととする。

(4) この業務説明資料に明記されていない細部の事項については、事業実施者は病院の指示に従うこととする。

【別紙1】横浜市立脳卒中・神経脊椎センター1階フロア図



設置イメージ (黄着色部分)

